

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定（暫定施行）（意見募集稿）」に関する意見募集について

国家標準化管理委員会より「特許に係る国家標準の制定及び改訂についての管理規定（暫定施行）（意見募集稿）」に関する意見募集が行われました。当該規定は、国家標準の特許に係る問題の適切な処理等を目的（一条）とするものであり、総則、特許情報の公表、特許権の許諾声明、強制国家標準に係る特許の特殊要求、附則の五章から構成されています。

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 工商総局、商標権の質権登録規定を發布（知的財産権報 2009年10月27日）
2. 改正「商標法」、年末にも国务院の法制弁に提出（国家知識産権網 2009年11月12日）
3. 改正特許法施行から1ヵ月、審査業務などが円滑に進む（国家知識産権網 2009年11月11日）
4. 著作権協会理事長、著作権法の早期改正を呼びかけ（騰訊科技 2009年11月20日）
5. 「商標代理管理弁法」發布、コンフリクト問題と守秘義務などを規定（新華社 2009年11月18日）
6. 最高裁、外資系企業の紛争案件に関する司法解釈をめぐり意見募集（新華網 2009年11月23日）

○中央政府の動き

1. 国家知識産権局 「第3回中国専利ウィーク」催し（新華社 2009年10月20日）
2. 工商総局、中関村事務所を新設、「早期審査」制度導入へ（新華網 2009年11月6日）
3. 版權局など4部門、図書館の著作権保護業務の強化を要求（国家知識産権網 2009年11月5日）
4. 5部門『林業産業振興計画』を公布 林業ブランド育成を推進（新華網 2009年11月5日）
5. 工商総局が馳名商標の取消制度を検討中、「終身制」に別れを（国家知識産権網 2009年11月13日）
6. 国家版權局、グーグルの書籍電子化に初めて立場表明（新京報 2009年11月24日）
7. 温総理、知的財産権の創造・運用・保護・管理能力の大幅向上を呼びかけ（国家知識産権網 2009年11月24日）

○地方政府の動き

1. 武漢、知的財産権侵害の認定に各界の有識者を招請（湖北日報 2009年10月31日）

2. 天津、第3回中国産学研協力サミット開催へ（新華網 2009年10月28日）
3. 北京 全国初の「オンライン商標権保護プラットフォーム」運営開始（北京日報 2009年11月4日）
4. 浙江省、技術成果の実用化を奨励、最高報奨金は50万元（新華社 2009年11月13日）
5. 江蘇・浙江・上海、万博に係る重大事件を共同摘発（国家知識産権網 2009年11月13日）
6. 深セン市、中国初めての「国際イノベーション大会」を実施（科技日報 2009年11月19日）
7. 湖南省、小中学校の教師向けに知的財産権の研修クラス（国家知識産権網 2009年11月17日）
8. 北京の宣武区で中国最大の知的財産権取引センターが設立へ（北京日報 2009年11月26日）

○司法関連の動き

1. 知的財産権審判の新たな試み 無錫市「三審合一」を試行、罰金刑強化へ（新華網 2009年10月30日）
2. 北京の裁判所、ネット上の知財紛争事件に産業協会の調停を導入（国家知識産権網 2009年11月5日）
3. 最高裁、著作権を巡った紛争が大幅に増加（騰訊科技 2009年11月3日）
4. 米マイクロソフトに知財侵害の判決、北京地裁（広州日報 2009年11月18日）

○統計関連

1. 地理的表示申請が1070件に、国内製品の登録は932件（新華網 2009年10月27日）
2. 中国の科学論文発表件数、アメリカに次いで世界2位に（新華網 2009年11月8日）
3. 106回交易会で商標侵害が激増、日本企業に係るものが最多（大洋網 2009年11月7日）
4. 中国、一人当たりの科学普及経費1.84元に（中国政府網 2009年11月12日）
5. 1～9月、全国の検察機関が知財関連事件1039件起訴（中新網 2009年11月18日）
6. 国家知識産権局、今年707件の専利侵害案件を受理（中国新聞網 2009年11月18日）
7. 中国のGDP成長に対するコンテンツ産業の貢献度が6.5%に（新華網 2009年11月27日）
8. WIPOレポート：知的財産権分野で拡大しつつある中国の影響力（国家知識産権網 2009年11月27日）

○その他知財関連

1. 米アプライド、西安に世界最大規模のソーラー研究開発センター（中華工商時報 2009年10月28日）
2. 上海汽車、ハイブリッド車の開発・製造に60億元投入（新華網 2009年11月3日）
3. 中国科学院、2020年には世界一流の科学研究機関に（人民網 2009年10月31日）
4. 中国、科学研究競争力で世界12位（中新網 2009年11月09日）

5. 中国音楽著作権協会、来年からBGM使用料の徴収開始(中国新聞網 2009年11月19日)
6. 日米韓、中国に特許の布石を急ぎ、多国籍企業は「困り込み」を続ける(新華網 2009年11月18日)
7. ボルボ買収予定の吉利汽車、「知財権」交渉の難航を否定(第一財經日報 2009年11月30日)
8. 世界初のソーラーエネルギー研究開発院、中国山東省で設立へ(中国網 2009年11月25日)

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★2. 改正「商標法」、年末にも国務院の法制弁に提出★★★

中国工商行政管理総局商標局の趙剛・副局長が11月10日に山東省青島市で開かれた第3回中国商標祭に出席し、「商標法」の第3回改正について、「送審稿(国務院提出ための草案)は今年末に国務院の法制弁公室に提出される」と明らかにした。

中国の「商標法」が1982年に施行されて以来の3回目の改正となる。経済の発展と商標戦略の需要に応じ、自主的イノベーションを推進し、「中国製造」から「中国創造」への転換の実現を図る狙いである。

趙剛副局長によると、現行の「商標法」には「登録確定の手続きが複雑すぎる?A 誠実・信用を守る面では不十分?B 侵害行為への処罰規定は経済の発展に相応しくない?C 利用者の便利への配慮は足りない」といった四つの課題が残されている。今回の改正では国際レベルの「商標法」を目指し上記の問題を重点的に解決するほか、地理的表示への保護や商標代理業務の監督管理の強化も重要な内容となっている。(国家知識産権網 2009年11月12日)

★★★3. 改正特許法、施行から1ヵ月、審査業務などが円滑に進む★★★

改正特許法が10月1日に施行されてから一ヵ月余がたった。「円滑な施行に向けた十分な準備で、特許の出願・審査をはじめ各業務が順調に進んでいる」。国家知識産権局専利局の責任者が11月4日に中国知識産権報の取材を受け改正特許法の施行状況について語った。

最新統計によると、10月1日から30日までの特許出願は17,581件、実用新案出願は20,114件、意匠出願は34,621件だった。いずれも平穏な推移となっている。国家知識産権局専利局審査業務管理部の葛樹部長は、改正特許法の円滑な施行に向け、同局が「改正特許法を施行するための経過措置」を発布し、「発明特許と実用新案の同日出願についての声明」、「遺伝資源出所開示登録票」など新規規定に対応する記入用紙を公式サイトに掲載するなど十分な取組を講じたと話している。

「審査業務への影響は主に受理から方式審査の段階にある。特に国際出願の秘密保持の申請についての審査だ」。初審及びプロセス管理部の胡文輝・副部長が語った。一方、要員の増加や審査時間の厳守などの措置を講じたため、特許出願の審査周期がこれにより延長されることはないかと副部長が自信を示した。

意匠権出願の状況について、意匠権審査部の林笑躍部長が「施行されてわずか一ヵ月余経ったため、この期間に提出された意匠権出願はまだ審査の段階に入っておらず、主に意

匠の説明の記述、平面設計などに変化が見られている」と説明した。改正特許法では意匠権出願時の簡単な説明の記入、標識用の平面印刷品の排除などの新規規定が増加された。
(国家知識産権網 2009年11月11日)

○中央政府の動き

★★★3. 版權局など4部門、図書館の著作権保護業務の強化を要求★★★

国家版權局、文化部、教育部、全国「掃黃打非」(ポルノ一掃・違法出版物取締)活動グループ弁公室が先月28日共同で通達を発し、各地の著作権、文化、教育の管理当局および「掃黃打非」弁公室に対して図書館の著作権保護業務の強化で互いに緊密に提携・協力するよう求めた。

通達では、▽各地の文化、教育の管理当局は図書館の自己調査を促し、許諾を得ずに複製・伝播する行為を是正する▽著作権関連法律の啓蒙・普及を強化し、図書館の著作権保護意識を一段と向上させる▽各地の著作権、文化、教育の管理当局と「掃黃打非」弁公室は現地の図書館の作品利用状況について合同検査を行い、違法行為があれば必ず取り締まる▽各地の文化、教育の管理当局は図書館の著作権保護業務に対する日常管理を強化し、図書館による著作権保護体制の確立を指導する——などの要求が明記された。

一方、10月29日に行われた第20回中米商業貿易連合委員会の会議でも、中米双方は知的財産権の保護において大きな成果を収めたと評価したと同時に、図書館の著作権保護、図書館とネット上の侵害行為の摘発について共通認識を形成した。(国家知識産権網 2009年11月5日)

★★★5. 工商総局が馳名商標の取消制度を検討中、「終身制」に別れを★★★

馳名商標(中国全土において周知の商標で、国家工商行政管理総局により認定されるもの)はまもなく「終身制」に別れを告げる。国家工商行政管理総局の付双建・副局長が12日、青島市で開催中の第三回中国商標祭で、中国が「馳名商標認定・保護規定」の改正作業を進めており、馳名商標の取消制度と動態管理の実現を検討していることを明らかにした。

行政や司法のルートを通じて認定された中国の馳名商標はすでに千件以上に達し、しかも年々増加する傾向を示している。一方、認定資料の捏造、知名度の低い馳名商標、品質問題頻発のブランド製品もあるなどといった問題は時々起こる。中国の馳名商標認定制度の本来のあり方に戻り、その認定と使用を規範化させることは急務となっている。

付双建・副局長によると、中国は引き続き馳名商標や著名商標に対する保護を強化し、エンフォースメントにおける行政手段の優位性を生かし、馳名・著名商標制度を通じて国際的に有名なブランドを育成し、企業の知的財産権の創造力を一段と高める方針を固めている。(国家知識産権網 2009年11月13日)

★★★7. 温総理、知的財産権の創造・運用・保護・管理能力の大幅向上を呼びかけ★★★

國務院の温家宝総理が11月3日に北京科学技術界大会に出席し、「科学技術を中国の持続可能な発展の牽引力に」と題した演説を行った。新華社が23日、演説の全文を発表した。温総理は演説の中で、科学技術の資源配分における市場の役割を十分に果たすことやイノベーションへの投入拡大、企業の創造活動の促進を進める必要性を強調したうえで、知的財産権の創造・運用・保護・管理能力の大幅な向上を図り、科学技術を革新型国家建設への強力な支えにするよう呼びかけた。

温総理はまた、「中国の現代化は歴史的な重大変革で、科学技術がそれを推し進める重要な動力だ」と指摘し、科学的な策略作成、科学技術管理体制の改革、人材の育成、産業化の促進などを強調した。温総理はさらに政府幹部に向けて、社会全体が知識・人材・実践・創造を尊重する雰囲気醸成、科学者が自由に討議を行え研究活動に専念できる環境の整備のために「後方勤務」の活動でベストを尽くすよう求めた。(国家知識産権網 2009年11月24日)

○地方政府の動き

★★★5. 江蘇・浙江・上海、万博に係る重大事件を共同摘発★★★

江蘇省、浙江省、上海市の工商当局は12日、2010年中国上海万国博覧会の開催期間中における公平取引を推進するための協議書を締結し、万博に係る重大事件を共同で摘発することで合意した。

協議書によると、3地域の工商局は上海万博のロゴマークや関連登録商標についての保護強化で提携し、さまざまな詐称行為を厳重に取り締まることにしている。また、万博にかかる重大事件において、場所の転換で侵害活動を継続する手法の対策として、三地域の工商局は共同でエンフォースメントを展開する方針を決めた。エンフォースメント活動は上海万博公園及びその周辺地区、交通の要、商店街、名所旧跡、三地域の境界線地区などを重点として展開される。(国家知識産権網 2009年11月13日)

★★★7. 湖南省、小中学校の教師向けに知的財産権の研修クラス★★★

湖南省知識産権局が主催し、省内の小中学校の教師を対象に長沙市教育科学研究院で行われた知的財産権研修クラスに教師120名余が参加した。省知識産権局の鄒民生・副局長が「特許制度と特許法」をテーマに講座を行ったほか、専門家たちが特許文献の書き方、青少年の発明創造などについて実例を持って説明した。

理論と実務を兼ねた豊富な指導内容に参会の教師らが真摯に聴講し、実務上の問題について専門家と意見を交わした。また、会議の席上で省知識産権局が「第18回全国発明展覧会」で金メダル5枚、銀メダル5枚、銅メダル1枚を取得した同省の生徒達に対して表彰を行った。研修の一環として、会議の後に教師たちが知的財産権の教育で目立つ成果を挙げている長沙市の沙湖橋小学と天心区第一中学を見学した。(国家知識産権網 2009年11月17日)

○司法関連の動き

★★★2. 北京の裁判所、ネット上の知財紛争事件に産業協会の調停を導入★★★

北京市高級人民法院(高裁)はこのほど、中国インターネット協会と協定書を締結し、インターネット上の知的財産権をめぐる北京の裁判所で受理される事件において、同協会に調停を依頼することにした。

協定書によると、北京の裁判所で受理される知的財産権事件の当事者の双方がインターネット企業である場合、又は一方の当事者がインターネット企業でかつ紛争の内容はインターネットにおける著作権、商標権、不正競争および技術契約に係った場合は、調停を行うことができる。当事者のいずれもインターネット企業ではない場合でも、双方の希望があれば調停することもできる。裁判所が案件を受理した後、双方の当事者に説明して同意を得たうえ、調停機構に調停を依頼することができるほか、当事者が自ら裁判所を通じて中国インターネット協会の調停センターに依頼することもできる。また、中国インターネット協会の調停センターは双方の当事者の同意を得て、裁判所に調停の要求を提出する

こともできる。紛争の調停は通常15日以内に終了する。和解を達成した場合、当事者は和解協議書を締結し裁判所に訴訟取り下げを申請するまたは裁判所に民事調停書の発行を申請することができる。(国家知識産権網 2009年11月5日)

○統計関連

★★★8. WIPOレポート：知的財産権分野で拡大しつつある中国の影響力★★★

中国は知的財産権の分野で国際影響力を増している。世界知的所有権機関(WIPO)がこのほど発表した「世界知的財産権指標2009」(World Intellectual Property Indicators 2009)では中国の知的財産権の状況について次のように書かれている。1995年から2007年にかけて、中国の国家知識産権局の受理した特許出願の件数は年平均で23.9%増加し、欧州と米国をはるかに上回っている。中国のハイテク企業、華為が2008年に初めてPCT特許出願ランキングのトップとなった。2007年に中国に提出された商標出願は世界全体の20.6%に当たる。急速に増加している意匠権出願の件数は中国の激増が主な原因である。

一方、同報告書はバイオ技術、薬品、運輸などの主要分野の研究開発力では中国と先進国との間に依然に格差が存在していると指摘した。

「世界知的財産権指標」はWIPOが2006年に発行し始めた「世界特許報告」の後継で、WIPOのデータベースや各国の年次報告、世界銀行など国際組織のレポートの統計データに基づいて、特許、実用新案、意匠、商標を含む4種類の知的財産権の発展状況についてまとめたものである。(国家知識産権網 2009年11月27日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved